

内閣参質二〇一第一三〇号

令和二年六月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員徳永エリ君提出持続化給付金等の支給対象から「性風俗関連特殊営業」を行う事業者が除外されていることに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員徳永エリ君提出持続化給付金等の支給対象から「性風俗関連特殊営業」を行う事業者が除外されていることに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の「持続化給付金」について、「性風俗関連特殊営業を行う事業者」は、これまで、基本的に、災害対応も含めた公的な金融支援及び国の補助制度の対象外としてきたことを踏まえ、その申請開始に当たって給付の対象外としたところである。

二から四までについて

お尋ねの趣旨が明らかではないため、お答えすることは困難である。

五について

御指摘の「性風俗関連特殊営業で働き、生活の糧を得ている方」等の実態は様々であると承知しており、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

六について

お尋ねの「改めて国民の意見を広く聴取する機会」の意味するところが必ずしも明らかではないが、

「性風俗関連特殊営業を行う事業者」を国支援策の対象とすることについては、様々な御意見をいただいているところである。